十月七日（水曜日）

出席議員

一番	のぐち　けんたろう	十八番	たかはま　なおき
二番	吉村　美紀	十九番	金子　てるよし
三番	松平　雄一郎	二十番	市村　やすとし
五番	ほかり　吉紀	二十一番	田中　としかね
六番	依田　翼	二十二番	名取　顕一
七番	高山　かずひろ	二十三番	白石　英行
八番	石沢　のりゆき	二十四番	松丸　昌史
九番	千田　恵美子	二十五番	岡崎　義顕
十番	豪一	二十六番	上田　ゆきこ
十一番	浅川　のぼる	二十七番	品田　ひでこ
十二番	山田　ひろこ	二十八番	浅田　保雄
十三番	宮本　伸一	二十九番	海津　敦子
十四番	田中　香澄	三十番	高山　泰三
十五番	沢田　けいじ	三十一番	山本　一仁
十六番	小林　れい子	三十二番	板倉　美千代
十七番	宮崎　こうき	三十三番	関川　けさ子

欠席議員

四番	宮野　ゆみこ

欠員

三十四番

出席説明員

区長	成澤廣修
副区長	加藤裕一
副区長	新名幸男
教育長	丹羽恵玲奈
企画政策部長	鈴木裕佳
総務部長	竹田弘一
防災危機管理室長	榎戸研
区民部長	髙橋征博
アカデミー推進部長	塚隆史
地域包括ケア推進担当部長	瀬尾かおり
こども未来部長	多田栄一郎
保健衛生部長兼文京保健所長	阿部敦子
都市計画部長	鵜沼秀之
土木部長	小野光幸
資源環境部長	細矢剛史
施設管理部長	松永直樹
会計管理者会計管理室長事務取扱	宇民清
教育推進部長	吉田雄大
監査事務局長	渡邊了
総務課長	畑中貴史

事務局職員

事務局長	佐久間康一
議事調査主査	杉山大樹
議事調査主査	高橋裕美
議事調査主査	菅波節子
議事調査担当	宮川美帆
議事調査担当	鍋由起子

議事日程

日程第一　議案第三十三号　文京区情報公開条例の一部を改正する条例

日程第二　議案第三十四号　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三　議案第五十一号　文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

日程第四　議案第五十二号　文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

日程第五　議案第二十九号　令和八年度文京区一般会計補正予算

日程第六　議案第三十号　令和八年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

日程第七　議案第三十一号　令和八年度文京区介護保険特別会計補正予算
日程第八　議案第三十二号　令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第九　議案第三十五号　文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十　議案第三十六号　文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例
日程第十一　議案第三十七号　文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
日程第十二　議案第三十八号　文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例
日程第十三　議案第三十九号　文京区景観づくり条例の一部を改正する条例
日程第十四　議案第四十号　文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例
日程第十五　議案第四十一号　文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十六　議案第四十二号　文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十七　議案第四十三号　文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
日程第十八　議案第四十四号　文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十九　議案第四十五号　文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十　議案第四十六号　文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十一　議案第四十七号　文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十二　議案第四十八号　文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例
日程第二十三　議案第四十九号　文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
日程第二十四　議案第五十号　ブックリターントラック外九十九点の買入れについて
追加日程第二十五　議員提出議案第一号　文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第二十六　議案第五十三号　文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約
追加日程第二十七　議案第五十四号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約
追加日程第二十八　議案第五十五号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約
追加日程第二十九　議案第五十六号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約
追加日程第三十　議案第五十七号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約

追加日程第三十一　議案第五十八号　文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更について
追加日程第三十二　請願受理第十三号　場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
追加日程第三十三　請願受理第十四号　文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願
追加日程第三十四　請願受理第十五号　非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願
追加日程第三十五　請願受理第十六号　米政権がＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願
追加日程第三十六　請願受理第十七号　避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願
追加日程第三十七　請願受理第十八号　文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願
追加日程第三十八　請願受理第十九号　新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
追加日程第三十九　請願受理第二十号　ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願
追加日程第四十　請願受理第二十一号　「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願
追加日程第四十一　請願受理第二十二号　シルバーパスを区の補助で千円にすることを求める請願
追加日程第四十二　請願受理第二十三号　学校の教育環境への配慮を求める請願
追加日程第四十三　請願受理第二十四号　文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査および被害防止条例の制定等に関する請願
追加日程第四十四　請願受理第二十五号　大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願
追加日程第四十五　請願受理第二十六号　竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第二回ミーティングに関する追加質問の令和七年三月の締め切りから一年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願
追加日程第四十六　請願受理第二十七号　議会フロア改修を契機に、より区民に開かれた委員会運営を求める請願
追加日程第四十七　請願受理第二十八号　議員と行政職員、及び区民が互いの立場を尊重し意見を交わせる議会文化を求める請願

午後一時五十七分開議

○議長（市村やすとし）　ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）　まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

一　番　のぐち　けんたろう　議員

二十三番　白　石　英　行　議員

を指名いたします。

○議長（市村やすとし）　この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二六文総総第九九四号

令　和　八　年　十　月　七　日

文京区長　成　澤　廣　修

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一　件　　名　文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事

二　決定年月日　令和八年七月三十一日

三　変更事項　契約金額

変更後　金一億八千六百五十六万円

変更前　金一億八千五百二十四万円

二〇二六文総総第一〇六九号

令　和　八　年　十　月　七　日

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

文京区長　成　澤　廣　修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

損害賠償額の決定について

件名	決定年月日	損害賠償の内容	損害賠償額及び相手方
介護保険被保険者資格の誤りに伴う損害賠償	令和八年九月七日	介護保険資格喪失に伴う既納介護保険料相当分に対する損害賠償	別紙のとおり

別紙

No.	損害賠償額	相手方
一	三十七万四千五百円	被保険者に該当しないことが確認された者
二	三十七万四千五百円	被保険者に該当しないことが確認された者

二〇二六文監第一四二号
令和八年十月一日

文京区監査委員　吉岡利行
同　松本理恵子
同　浅田保雄

文京区議会議長　市村やすとし　様

令和八年度八月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一　検査の対象　会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和八年度八月分の現金の出納及び保管状況
二　検査年月日　令和八年九月二十九日、三十日
三　検査の結果　⑴　現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。
⑵　収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。
〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし）　次に、日程の追加について申し上げます。
資料、議事日程・追加議事日程のとおり、二十三件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし）　これより、日程に入ります。
日程第一から第八までの八件を一括して議題といたします。
〔議事調査主査朗読〕

日程第一　議案第三十三号　文京区情報公開条例の一部を改正する条例
日程第二　議案第三十四号　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例
日程第三　議案第五十一号　文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約
日程第四　議案第五十二号　文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約
日程第五　議案第二十九号　令和八年度文京区一般会計補正予算
日程第六　議案第三十号　令和八年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
日程第七　議案第三十一号　令和八年度文京区介護保険特別会計補正予算
日程第八　議案第三十二号　令和八年度文京区後期高齢者医療特別

会計補正予算

○議長（市村やすとし）　本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行）　ただいま議題となりました議案第三十三号及び第三十四号、第五十一号及び第五十二号並びに第二十九号から第三十二号までの八議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、十月二日及び十月五日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第三十三号は、文京区情報公開条例の一部を改正する条例です。

本案は、公開決定等の手続に係る規定を整備するものです。

施行期日は、令和九年一月四日です。

議案第三十四号は、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するほか、規定を整備するものです。

施行期日は、公布の日です。

議案第五十一号及び第五十二号は、事件案です。

議案第五十一号は、文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金八億五千八百九十六万八千円、契約の相手方は、山口・伊藤建設共同企業体です。

議案第五十二号は、文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億二百三十五万七千円、契約の相手方は、関電工・小嶋・田川建設共同企業体です。

議案第二十九号は、令和八年度文京区一般会計補正予算で、総額三十七億九千九十六万円を追加する、本年度第二回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

一般財源として、令和七年度一般会計の繰越額の確定に伴う剰余金、特別会計からの繰入金及び財政調整基金からの繰入金、三十二億六千百五十四万八千円を計上いたしました。

特定財源として、国庫支出金、都支出金、諸収入、五億二千九百四十一万二千円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

財政調整基金への積立金として二十一億七千四百万円、ＧＰＳ機能付見守り端末貸与事業の実施及び防犯カメラ整備費補助の増額に要する経費として一億一千八十一万六千円、中東情勢対応つなぎ資金の新設に要する経費として一千二百八十万円を計上いたしました。このほか、物価高騰等の影響を受ける区内の障害福祉サービス等事業者や、区内の介護保険サービス事業者に対する光熱費等の補助に要する経費、私立認可保育所等の職員の麻疹（ましん）抗体検査及びワクチン接種

に要する経費等を計上いたしました。
以上により、一般会計の総額は、一千六百四十六億六千九百七十九万二千円となります。
次に、予算総則第二条は債務負担行為の補正です。
藍染保育園改築工事基本・実施設計ほか五件について、期間や限度額の変更を行います。
また、神明公園再整備工事ほか二件について、新たに期間及び限度額を定めるものです。
次に、議案第三十号は、令和八年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、総額六億五千三百九十万八千円を追加する、本年度第一回の補正予算です。
それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。
今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費三億六千三十五万二千円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。
これにより、国民健康保険特別会計の総額は、二百十四億一千百九十万八千円となります。
次に、議案第三十一号は、令和八年度文京区介護保険特別会計補正予算で、総額五億九千一万七千円を追加する、本年度第一回の補正予算です。
それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。
今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費一億五千九百九万円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。
これにより、介護保険特別会計の総額は、百八十二億七千一万七千円となります。
次に、議案第三十二号は、令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、総額一億四千九百八十九万八千円を追加する、本年度第一回の補正予算です。
それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。
今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費一億一千四百六十九万一千円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。
これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、七十億三百八十九万八千円となります。
以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第三十三号及び第三十四号、第五十一号及び第五十二号並びに第二十九号から第三十二号までの八議案につきまして、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第三十三号、第五十一号及び第五十二号並びに第二十九号から第三十二号までについて、区民が主役委員より、議案第二十九号について、反対する旨の意見が開陳されました。
以上をもって総務区民委員会の報告を終わります。
御清聴ありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。
議案第三十三号及び第三十四号、第五十一号及び第五十二号並びに第二十九号から第三十二号までの八議案につきましては、それぞれ起

立により採決いたします。
なお、この八議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
議案第三十三号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第三十三号は、原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第三十四号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第三十四号は、原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第五十一号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第五十一号は、原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第五十二号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第五十二号は、原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第二十九号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第二十九号は、原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第三十号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第三十号は、原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第三十一号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第三十一号は、原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第三十二号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第三十二号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第九から第十二までの四件を一括して議題といたします。
〔議事調査主査朗読〕
日程第九　議案第三十五号　文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十　議案第三十六号　文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例
日程第十一　議案第三十七号　文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
日程第十二　議案第三十八号　文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長（市村やすとし）　本案に関し、厚生委員会委員長の報告を求めます。

〔厚生委員会委員長「議長、一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　厚生委員会委員長のぐちけんたろう議員。

〔厚生委員会委員長のぐちけんたろう議員登壇〕

○厚生委員会委員長（のぐちけんたろう）　ただいま議題となりました議案第三十五号から第三十八号までの四議案につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、九月二十九日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第三十五号は、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第三十六号は、文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例です。

本案は、高額療養費資金貸付制度を廃止するものです。

次に、議案第三十七号は、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例です。

本案は、旅館業の施設の構造設備の基準等を改めるほか、規定を整備するものです。

次に、議案第三十八号は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、旅館業の管理運営に係る事項を見直すほか、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第三十五号から第三十八号までの四議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第三十六号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、厚生委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上をもって、厚生委員会委員長の報告は終わりました。

議案第三十五号から第三十八号までの四議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この四議案に対する厚生委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第三十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第三十五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第三十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第三十六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第三十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第三十

七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第三十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第三十八号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第十三を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十三　議案第三十九号　文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

○議長（市村やすとし）　本案に関し、建設委員会委員長の報告を求めます。

〔建設委員会委員長「議長、三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　建設委員会委員長松平雄一郎議員。

〔建設委員会委員長松平雄一郎議員登壇〕

○建設委員会委員長（松平雄一郎）　ただいま議題となりました議案第三十九号につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、十月一日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第三十九号は、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例です。

本案は、景観法の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第三十九号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上をもって、建設委員会委員長の報告は終わりました。

議案第三十九号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する建設委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第三十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第三十九号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第十四から第二十四までの十一件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十四　議案第四十号　文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

日程第十五　議案第四十一号　文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十六　議案第四十二号　文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十七　議案第四十三号　文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正

日程第十八　議案第四十四号　文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十九　議案第四十五号　文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十　議案第四十六号　文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十一　議案第四十七号　文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十二　議案第四十八号　文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例
日程第二十三　議案第四十九号　文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
日程第二十四　議案第五十号　ブックリターントラック外九十九点の買入れについて

○議長（市村やすとし）　本案に関し、文教委員会委員長の報告を求めます。

〔文教委員会委員長「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　文教委員会委員長上田ゆきこ議員。

〔文教委員会委員長上田ゆきこ議員登壇〕

○文教委員会委員長（上田ゆきこ）　ただいま議題となりました議案第四十号から第五十号までの十一議案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、九月三十日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第四十号は、文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例です。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めるものです。

次に、議案第四十一号は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十二号は、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十三号は、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例です。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十四号は、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十五号は、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十六号は、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十七号は、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十八号は、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例です。

本案は、区立柳町幼稚園の廃止に伴い、幼稚園における長時間保育等を廃止するものです。

次に、議案第四十九号は、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例です。

本案は、区立認定こども園柳町幼稚園及び区立認定こども園明化幼稚園を新設するものです。

次に、議案第五十号は、事件案で、ブックリターントラック外九十九点の買入れについてです。

本案は、本駒込図書館初度調弁のため、ブックリターントラックほか九十九点を買い入れるものです。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、金八千三百十八万三千三百二十円、契約の相手方は、東京都文京区本郷五丁目一番十三号、幸和商事株式会社、代表取締役吉田武史です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第四十号から第五十号までの十一議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第四十一号から第四十五号までについて、区民が主役委員より、議案第四十八号及び第四十九号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上をもって、文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第四十号から第五十号までの十一議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この十一議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第四十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第四十号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第四十一号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第四十二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第四十三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第四十四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第四十五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第四十六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第四十七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第四十八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第四十九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第五十号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、追加日程第二十五を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十五　議員提出議案第一号　文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

……

〔議案の部に掲載〕

……

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔田中としかね議員「議長、二十一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　二十一番田中としかね議員。

〔田中としかね議員登壇〕

○田中としかね議員　ただいま上程されました議員提出議案第一号、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例は、のぐちけんたろう、吉村美紀、松平雄一郎、宮野ゆみこ、ほかり吉紀、

依田翼、高山かずひろ、石沢のりゆき、千田恵美子、豪一、浅川のぼる、山田ひろこ、宮本伸一、田中香澄、沢田けいじ、小林れい子、宮崎こうき、金子てるよし、市村やすとし、名取顕一、白石英行、松丸昌史、岡崎義顕、上田ゆきこ、品田ひでこ、浅田保雄、海津敦子、高山泰三、山本一仁、板倉美千代、関川けさ子の各議員、そして私、田中としかねにより提案いたします。提案者を代表して、提案理由を申し上げます。

本条例は、区民の生活環境の保全を図るという観点が、この間の議会質疑で繰り返し提起されてきたことを踏まえ、住宅宿泊事業の実施する期間を制限する区域等を改めるほか、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日です。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

議員提出議案第一号は、厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第一号は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、追加日程第二十六を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十六　議案第五十三号　文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約

……

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔加藤裕一副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　加藤裕一副区長。

〔加藤裕一副区長登壇〕

○副区長（加藤裕一）　ただいま上程されました議案第五十三号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五十三号は、事件案で、文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金十六億二千九百八十万四千円、契約の相手方は、太平・酒井・日管建設共同企業体です。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

議案第五十三号は、総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、追加日程第二十七から第三十までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十七　議案第五十四号　特別養護老人ホーム文京白山の

郷大規模改修その他工事請負契約

追加日程第二十八　議案第五十五号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約

追加日程第二十九　議案第五十六号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約

追加日程第三十　議案第五十七号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔加藤裕一副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　加藤裕一副区長。

〔加藤裕一副区長登壇〕

○副区長（加藤裕一）　ただいま上程されました議案第五十四号から第五十七号までの四議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五十四号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金十四億三千万円、契約の相手方は、松下・ビッグルーフ・工技研建設共同企業体です。

議案第五十五号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金十億三千百十六万二千円、契約の相手方は、太平・小嶋・青木建設共同企業体です。

議案第五十六号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金六億千四百十一万九千円、契約の相手方は、太平・高橋・エイシー建設共同企業体です。

議案第五十七号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億九千六十二万二千円、契約の相手方は、太平・泉屋・松嶋建設共同企業体です。

以上御説明申し上げました四議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

議案第五十四号から第五十七号までの四件は、厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議案第五十四号から第五十七号までの四件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、追加日程第三十一を議題といたしま

す。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第三十一　議案第五十八号　文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更について

……

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔加藤裕一副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　加藤裕一副区長。

〔加藤裕一副区長登壇〕

○副区長（加藤裕一）　ただいま上程されました議案第五十八号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五十八号は、事件案で、文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更についてです。

本案は、工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものです。

契約金額は、金五十九億九千三百四十四万九千円、変更前の金額は、金五十九億五千七百七十三万二千円です。

契約の相手方は、飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体です。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

議案第五十八号は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は、文教委員会に付託することに決しました。

ここで、本日の会議時間についてお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

この際、委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会、厚生委員会及び文教委員会の委員の方々は、順次、委員会室に御参集ください。

午後二時三十九分休憩

午後五時五十四分再開

○議長（市村やすとし）　休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第五十三号について、厚生委員会から議案第五十四号から第五十七号まで並びに議員提出議案第一号について、文教委員会から議案第五十八号について、それぞれ議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

まず、議案第五十三号、文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約を議題といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行）　ただいま議題となりました議案第五十三号につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第五十三号は、文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金十六億二千九百八十万四千円、契約の相手方は、太平・酒井・日管建設共同企業体です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第五十三号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし）　以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第五十三号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第五十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　起立多数と認めます。よって、議案第五十三号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、議案第五十四号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約、議案第五十五号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約、議案第五十六号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約、議案第五十七号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約、議員提出議案第一号、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の五議案を一括して議題といたします。

本案に関し、厚生委員会委員長の報告を求めます。

〔厚生委員会委員長「議長、一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　厚生委員会委員長のぐちけんたろう議員。

〔厚生委員会委員長のぐちけんたろう議員登壇〕

○厚生委員会委員長（のぐちけんたろう）　ただいま議題となりました議案第五十四号から第五十七号までの四議案並びに議員提出議案第一号の計五議案につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案等の審査に当たりました。

まず、議案第五十四号から第五十七号までの四議案について、議案の概要を申し上げます。

議案第五十四号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金十四億三千万円、契約の相手方は、松下・ビッグルーフ・工技研建設共同企業体です。

次に、議案第五十五号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金十億三千百十六万二千円、契約の相

手方は、太平・小嶋・青木建設共同企業体です。
次に、議案第五十六号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約です。
本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金六億一千四百十一万九千円、契約の相手方は、太平・高橋・エイシー建設共同企業体です。
次に、議案第五十七号は、事件案で、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約です。
本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億九千六十二万二千円、契約の相手方は、太平・泉屋・松嶋建設共同企業体です。
以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第五十四号から第五十七号の四議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議員提出議案第一号について、議案の概要を申し上げます。
議員提出議案第一号は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例です。
本案は、区民の生活環境の保全を図る観点が、この間の議会質疑で繰り返し提起されてきたことを踏まえ、住宅宿泊事業の実施する期間を制限する区域等を改めるほか、規定を整備するものです。
次に、審査の過程におきまして意見が開陳されましたので、その概要を申し上げます。
自由民主党の意見として、本議案は、民泊に関する規制を強化することで、区民の安心・安全と良好な住環境を守るものであり、議員一人一人の区民への思いが結集された点にも意義があることから、賛成である。
文京維新の意見として、区内での住宅宿泊事業における近隣住民への生活環境保全の確保、近隣区の民泊事情の変化等を考慮した上でも必要な措置であると考えるため、賛成である。
ＡＧＯＲＡの意見として、今回の条例改正はゴールではなくスタート。住民と一緒に効果を検証し、ルールを見直し、自治を育て、まちを豊かにするためのチャレンジにすべきとの意見を添えて、賛成である。
文京子育ての意見として、住環境を守る規制強化であり、賛成である。ただし、区民等の意見を聴く手続なく議決される点を指摘する。規制改正に当たり区民と事業者の声を聴くよう求める。
日本共産党の意見として、住環境を守るため、予算要望書において「民泊営業が可能な日数は区内全域で週二日間とし、開設時の説明会開催を義務付けること」を求めてきたので、賛成である。
公明党の意見として、区民の生活環境の保全を図るという観点、それから住宅宿泊事業の実施期間を制限する区域等を改めるなど、また、この規定を整備しようとしていくという部分において非常に大事であるという観点から、賛成である。
以上のとおり、審査いたしました結果、議員提出議案第一号につきましては、原案を可決すべきものと決定いたしました。
なお、議員提出議案第一号については、委員会において付帯決議が可決されましたので、その内容を御報告申し上げます。
付帯決議は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の施行に当たり、区に対し、以下の三点について適切な対応を求めるものです。
一、本条例の趣旨に鑑み、近隣住民の生活環境の保全を図る観点から、住宅宿泊事業が適切に行われるよう必要な措置を講ずること。と

りわけ深夜又は早朝の時間帯について、静穏な居住環境が損なわれないよう、必要な制限を設けることを検討すること。

二、住宅宿泊事業については、自ら居住する住宅の一部を活用する場合もあることを踏まえ、届出予定者の居住の状況及び管理の形態に応じ、一律に過度な負担を課すことのないよう十分配慮すること。

三、本条例による規制の効果及び影響について、一年を目途に検証を行い、その結果を議会に報告すること。

以上をもちまして、厚生委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上をもって、厚生委員会委員長の報告は終わりました。

議案第五十四号から第五十七号まで並びに議員提出議案第一号の五議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この議案に対する厚生委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第五十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第五十四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第五十五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第五十六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第五十七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議員提出議案第一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議員提出議案第一号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、議案第五十八号、文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

本案に関し、文教委員会委員長の報告を求めます。

〔文教委員会委員長「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　文教委員会委員長上田ゆきこ議員。

〔文教委員会委員長上田ゆきこ議員登壇〕

○文教委員会委員長（上田ゆきこ）　ただいま議題となりました議案第五十八号につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第五十八号は、事件案で、文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更についてです。

本案は、工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するものです。

契約金額は、金五十九億九千三百四十四万九千円、変更前の金額は、金五十九億五千七百七十三万二千円です。

契約の相手方は、飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第五十八号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上をもって文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第五十八号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第五十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）　全員起立と認めます。よって、議案第五十八号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、追加日程第三十二から第四十七までの十六件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第三十二　請願受理第十三号　場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

追加日程第三十三　請願受理第十四号　文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願

追加日程第三十四　請願受理第十五号　非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願

追加日程第三十五　請願受理第十六号　米政権がＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願

追加日程第三十六　請願受理第十七号　避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願

追加日程第三十七　請願受理第十八号　文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願

追加日程第三十八　請願受理第十九号　新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

追加日程第三十九　請願受理第二十号　ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求

追加日程第四十　請願受理第二十一号　「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願

追加日程第四十一　請願受理第二十二号　シルバーパスを区の補助で千円にすることを求める請願

追加日程第四十二　請願受理第二十三号　学校の教育環境への配慮を求める請願

追加日程第四十三　請願受理第二十四号　文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査および被害防止条例の制定等に関する請願

追加日程第四十四　請願受理第二十五号　大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願

追加日程第四十五　請願受理第二十六号　竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第二回ミーティングに関する追加質問の令和七年三月の締め切りから一年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願

追加日程第四十六　請願受理第二十七号　議会フロア改修を契機に、より区民に開かれた委員会運営を求める請願

追加日程第四十七　請願受理第二十八号　議員と行政職員、及び区民が互いの立場を尊重し意見を交わせる議会文化を求める請願

○議長（市村やすとし）　本件に関し、それぞれの委員会から請願審査報告書が提出されておりますので、書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕

令和八年十月七日

総務区民委員会委員長　白石英行

文京区議会議長　市村やすとし　様

総務区民委員会請願審査報告書

令和八年九月十日、本委員会に付託された請願については、十月五日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一　請願受理第十三号

・件　名　場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

・請　願　者　文京区本駒込五丁目十五番十二号

新日本婦人の会文京支部

支部長　小竹紘子

・審査の結果　不採択

・意　見　趣旨に沿い難い。

二　請願受理第十四号

・件　名　文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に

核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願

・請　願　者　文京区小日向三丁目七番三号
原水爆禁止文京協議会
小　林　秀　一　外七十一名

・審査の結果　不採択

・意　　見　趣旨に沿い難い。

三　請願受理第十五号

・件　　名　非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願

・請　願　者　・・・

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

厚生委員会請願審査報告書

令和八年九月十日、本委員会に付託された請願については、九月二十九日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一　請願受理第十九号

・件　　名　新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

・請　願　者　・・・

佐　藤　眞　郎

・審査の結果　不採択
・意　　見　趣旨に沿い難い。

二　請願受理第二十四号
・件　　名　文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査および被害防止条例の制定等に関する請願
・請　願　者　・・・・・・・・・・・・・・・
　　・　・　・
・審査の結果　不採択
・意　　見　趣旨に沿い難い。

三　請願受理第二十五号
・件　　名　大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願
・請　願　者　文京区千石四丁目三十五番十六号
　政治団体　みんなでみんなのまちづくり
　代表　屋和田　珠　里
・審査の結果　不採択
・意　　見　趣旨に沿い難い。

令和八年十月七日

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

文教委員会委員長　上　田　ゆきこ

文教委員会請願審査報告書

令和八年九月十日、本委員会に付託された請願については、九月三十日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一　請願受理第二十六号
・件　　名　竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第二回ミーティングに関する追加質問の令和七年三月の締め切りから一年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願
・請　願　者　文京区千石四丁目三十五番十六号
　「文の京」Ｆｕｔｕｒｅ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ
　屋和田　珠　里
・審査の結果　不採択
・意　　見　趣旨に沿い難い。

令和八年十月七日

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

議会運営委員会委員長　名　取　顕　一

議会運営委員会請願審査報告書

令和八年九月十日、本委員会に付託された請願については、九月二十八日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一　請願受理第二十七号
・件　　名　議会フロア改修を契機に、より区民に開かれた委員会運営を求める請願
・請　願　者　文京区小石川五丁目六番九号七〇八

佐々木　文　彦

・審査の結果　不採択
・意　　見　趣旨に沿い難い。

二　請願受理第二十八号
・件　　名　議員と行政職員、及び区民が互いの立場を尊重し意見を交わせる議会文化を求める請願
・請　願　者　文京区小日向三丁目十二番九号
　梅　野　秀　一
・審査の結果　不採択
・意　　見　趣旨に沿い難い。

○議長（市村やすとし）　これより、追加日程第三十二から第四十七までの十六請願を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも委員会の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも委員会の報告のとおり決しました。

○議長（市村やすとし）　以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十七分散会